

年 月 日

特例直結直圧式給水条件承諾書  
(☐新設・☐既設改造)

大阪市水道局長 様

申込者 (所有者)

住 所

氏 名

電 話

給水装置所在地

区

増圧ポンプ（減圧式逆流防止器及び制御装置等を含む。以下同じ。）の設置を留保し、特例直結直圧式給水により給水を受けるにあたり、下記の条件を承諾します。なお、所有権移転の際には、後継者に下記の条件を遵守させます。

- （1）増圧ポンプの設置及び使用者等への周知  
次の事項を遵守するとともに、使用者等（入居者）に周知します。  
特例直結直圧式給水についての異議申立てを水道局にはいたしません。  
①将来的な諸事情（給水栓を設置する建物の階数、使用水量、系統切替や配水幹線の断水等による水圧）の変更により給水上の支障が生じた場合又は恐れがある場合は、あらかじめ確保したスペースを利用して、当方の費用において増圧ポンプを設置します。なお、その際には水道局へ届出を行います。  
②制限給水時、事故時及び水道工事等による一時的な水圧低下に伴う上層階での断水や出水不良が発生した場合は、共用の直圧給水栓を使用します。
- （2）損害の補償  
特例直結直圧式給水に起因して、逆流又は漏水が発生し、水道局若しくはその使用者等に損害を与えた場合は、責任を持って補償します。
- （3）既設配管使用の責任  
既設の受水槽以下の配管を使用した場合は、当該配管を給水装置として取り扱うことになるので、これに起因する漏水等の事故については、設置者（所有者）又は、使用者等の責任において解決するとともに、水道局の指示に従い速やかに改善します。
- （4）メータ取替時の設置  
計量法に基づくメータ取替の際は、水道局に協力し、断水することを承諾します。
- （5）条例及び規程の遵守  
上記各項の他、取り扱い上必要な事項については、大阪市水道事業給水条例及び同施行規程並びに関係する規定・基準等を遵守して施行します。

# 特例直結直圧式給水建物の維持管理等について

お客さまの水道は、現状の配水管の圧力で、建物の4階または5階まで直結直圧式給水が可能なものとして、特例として増圧ポンプ（減圧式逆流防止器及び制御装置等を含む。以下同じ）の設置を留保し、直結直圧式給水を承認しています。

このため、次の事項を十分ご理解とご承知の上、水道をご使用できるよう心がけてください。

## 1. 維持管理上の注意事項について

- （1）特例直結直圧式給水の設備は、水道法上の給水装置であり、大阪市給水条例第17条により管理上の責任は、所有者、使用者の方々ご自身にあります。
- （2）給水栓を設置する建物の階数、使用水量、配水管の水圧その他の事情変更により、給水上の支障が生じた場合又はおそれがある場合には、あらかじめ確保しているスペースを利用して、増圧ポンプを設置してください。
- （3）制限給水時、事故時及び水道工事等による、一時的な水圧低下に伴う上層階での断水や出水不良が発生した場合は、共用の直圧給水栓を使用してください。
- （4）増圧ポンプの設置又は特例直結直圧式給水設備以下の給水装置の改造、修繕工事等の工事を行う場合は、大阪市指定給水装置工事事業者に依頼し、水道局に届出を行ってください。
- （5）メータの取り替え作業が容易に行え、水道局の検針に支障がないようにしてください。計量法に基づくメータ取替の際は、断水します。
- （6）増圧ポンプの設置スペースを確保することを条件に、特例として認めているもので、今後とも増圧ポンプ設置スペースを確保してください。

## 2. 所有者又は管理人の変更の届け出について

所有者または管理人に変更があった場合は、すみやかに水道局に届け出てください。

## 3. 譲渡する場合等について

この設備を設置した建物を第3者に譲渡又は賃貸する場合は、増圧ポンプの設置が留保されていること及び特例直結直圧式給水条件承諾事項について十分説明し、熟知させてください。

## 4. 損害の補償について

この設備に起因して逆流又は漏水が発生し、損害が生じた場合の補償は、水道局は一切負いませんのでご承知願います。

## 5. 紛争の解決について

増圧ポンプの設置が留保されていること及び特例直結直圧式給水条件承諾事項について、使用者等に周知徹底させ、特例直結直圧式給水に起因する紛争等については、当事者間で解決してください。

## 6. 断水等が発生する場合について

水道局の工事等により、断水や濁り水が発生する場合は、あらかじめ水の汲み置き等をお願いいたします。

大阪市水道局